

（午後2時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）皆さん、こんにちは。

今回の質問は大項目で三点です。時間がないので、それでは早速。

一つ目、橋本市宮陸上競技場の公認更新についてです。

本市陸上競技場は2021年8月に日本陸上競技連盟の公認期限を迎えることとなります。更新するにはさまざまな改修が必要となりますけれども、本市として公認更新についてどのようにお考えなのでしょうか。

財政難という問題がある中で、私自身も数年前からこの公認更新について考え、微力ながら行動してまいりました。しかし、更新期限を2年後に控えているにもかかわらず、更新の手だてを探る取り組みが進んでいるようには思えません。

実際、本市はこの問題についてどのようにお考えなのでしょうか。財政難の中で公認にかかる費用の捻出が難しいのもわかりますけれども、その費用をどのように軽減できるのか、私自身も考え、行動してまいりました。

そもそも、公認更新は必要ないとお考えなのでしょうか。

現在、橋本から紀三井寺競技場までの間に公認されている競技場はありません。本市が公認を更新しなければ、最寄りの公認競技場が紀三井寺になります。本市でも陸上で活躍している、また、これから活躍する子どもたちが多くいるのは当局もご存じだと思います。

公認更新は必要だと考えますけれども、お考えをお教えてください。

二つ目です。旧橋本給食センターの跡地利用について。

旧橋本給食センターの跡地利用をどのようにお考えなのでしょうか。売却も含め検討中とのお話もございますが、地域の方からはその跡地利用についてさまざまな要望をお聞きします。

もちろん、財政のことを考えますと、売却も含め考えるべきとは思いますが、実際、売却は立地条件からも難しいと私は考えます。

もし売買が成立しない場合は地域の方々に有効利用していただくといったお考えはございますか。そして、現在どのような要望があるのか。もしあれば、その要望に対し、どのようにお考えなのかをお教えてください。

三つ目です。最近、よくイノシシが出るといのはもう前から、よく同僚議員からも質問があるんですけども、最近では町中にも現れるというお話をよく聞きます。それで、この三つ目の質問をさせていただくんですけども、答弁はかなり難しいものになると思うんですけども、地域の方々が非常に心配されていますので、この質問をさせていただきます。

ここ数年でイノシシなどの目撃情報が住宅街などでよく聞かれます。会社帰りの方や地域の方など多くの目撃情報があり、襲われたりするのではないかと不安の声を聞きますけれども、現在、対応はどのように行われているのでしょうか。

私がよく耳にするのが、三石台から慶賀野間の市道、紀見小学校から御幸辻七町内、柿の木坂周辺です。この三石台から慶賀野間の市道というのは、皆さんご存じでしょうか。

あやの家という料理屋がある、11番議員の事務所も近くにありますが、その前の道です。森齒科に抜ける道です。

あと、この紀見小学校の御幸辻七町内というのも本当に柿の木坂に隣接していて、もう紀見小学校の、正門は実は紀見小学校というのは右側にあるので、職員が通る間の前の、本当に柿の木坂が目前にあるところで、そこでイノシシがよく目撃されるようになりました。小学校の近くなどは人的被害が発生しないか、非常に不安であります。

担当課が力を尽くして対応してくれているのも理解しております。しかしながら、イノシシの数を考慮すると、現在の対応では物理的に限界ではないでしょうか。もっと大きな対策を考えなければいけない時期に来ているのではないのでしょうか。

以上三点、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さんの質問項目1、市営陸上競技場の公認更新に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）橋本市営陸上競技場の公認更新についてお答えします。

橋本市営陸上競技場、運動公園多目的グラウンドは、平成9年3月のオープン当時より、第3種公認競技場として認定を受け、平成28年8月に通算5回目の検定合格を経て現在に至っています。

この第3種公認競技場の認定を受ければ、日本陸上競技連盟に加盟する都道府県陸協などが主催する協議会の開催が可能となり、加えて、参加競技者が連盟の登録会員であること、公認審判員を配置するなどの条件をクリアすれば、公認記録として認められる公認協議会を開催することができます。本市におい

ても、過去に長距離走など単種目の競技大会が開催された実績があります。

しかし、陸上競技大会はトラック及びフィールド内で行われる複数の競技で実施される場合が多いため、本市施設には短距離走の記録判定に必要な写真判定装置がなく、また、交通アクセスや宿泊施設などの恵まれた立地条件と設備が整っている紀三井寺陸上競技場もあることから、近年は陸上競技大会の開催実績がない状況です。

議員おただしのとおり、本市の陸上競技場は令和3年の8月に公認期限が満了する予定であり、平成28年の公認検定の際、施設の損傷や劣化が激しく、次回検定時まで陸上トラックレーンやフィールド部分の改修、競技用備品の購入などを行うよう指摘されており、これらに多額の費用負担が必要となっています。

かねてより指定管理者とも協議し、多目的グラウンドの芝の養生期間短縮による利用可能日数の増、主催事業増による利用率向上などの増収対策を行い、多目的グラウンドでは直近10年で約1.8倍の使用料収入を得ることができています。

一方で、スポーツ振興くじ助成の活用の検討や、同様の施設を管理している民間事業者からはPFI事業等を活用した提案もいただきましたが、公認更新にかかる市負担は多額となるため、市実施計画においても事業見送りとなっています。

先般、一般社団法人和歌山県陸上競技協会からも公認の更新手続きに係る要望も受けておりますが、最近の公認競技会の開催状況及び財政状況からは、検定時の指摘事項全てに対応することは困難であり、公認更新は断念せざるを得ないと考えています。

現在、市内、高野町内の小学6年生の陸上記録会、橋本・伊都地方の中学校耐久リレー

大会、また、橋本マラソン等、多くの子どもたちにこの陸上競技場を利用いただき、将来の陸上選手をめざすような夢を与える施設となっていますが、第3種公認ではない陸上競技場となりましても、利用者に安全、快適に利用していただきながら、市内の子どもたちを中心とする市民のスポーツ力向上に寄与する施設にしていきたいと考えていますので、議員のご理解、ご協力のほどお願いします。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん、再質問ありますか。

17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

答弁、あんまり揚げ足取りたくないんやけど、揚げ足から取っていか。あんまり取りたくないんやけどね。

揚げ足と言いながらも普通にストレートに聞くんやけど、公認を取らなかつたら、今やっている小学6年生の陸上、これは関係ないのかな。中学校体育連盟とかもやっとなでしょう。あれって、まず開催できるんですか。

開催した場合は、公認を取っていなかったら、全て参考記録になると僕は考えるんですけども、それについてはどうですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）公認記録ということで、登録をされるのが中学生以上ということで、今、伊都の中学校体育連盟の会場として活用していただいておりますけども、仮に第3種の公認が取れないということになれば、参考記録になってくるかとは思いますが。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）そうしたら、まあまあ県予選みたいなものなんですけども、県予選で和歌山県記録を出しても参考記録ということですよ。どう答えたらいんやろう。ちょっと寂しいなと思うんですけど、じゃ、賞

状には参考記録と書くんですね。まあまあ、それはいいですけど。

あと、1個気になるんですけど、一番最初、紀三井寺競技場も近くにあるから、陸上競技大会の開催実績がない状況ですというお話をいただいたんですけども、僕の認識では、紀三井寺競技場のほうが先にできていますよね、もちろん。その中で後から、運動公園のほうで陸上競技はできたんですけども、近くにあるから実績がないんじゃないじゃなくて、実績をつくらうとしていないからじゃないんですか。

これちょっと、僕、何か近くに陸上競技場があるから実績がなくて、みんなそっちに行ってしまうんや、私たちはやってるんやけどみたいな感じがするんやけど、やってるんですか。開こうとしているんですね。したけども、紀三井寺にとられたと、そういうふうにも、僕は答弁で見えるんですけども、それを1回、確認しておきます。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）近年、直近で競技大会というのが行われたのが、2013年8月に和歌山陸上競技協会のほうの記録会ということで開催されて、それ以降、約6年間ほど、今は記録会等の開催がない時期になっております。

これは市も含めて、教育委員会も含めてかもわかりませんが、指定管理者のほうにもそのような営業といいますか、そういう活動というものに関しては、日々行っているということについては、私の段階では聞いてはおりません。営業活動について、今の段階なんですけども、やっているということは確認できておりません。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）紀三井寺競技場があるから、ほかにとられてというんやったら、じ

や、何でつくったんやという話、本末転倒になるので。言い回しはもうええけど。

ちょっと気になるのは、この公認については今に始まったわけではないと、言葉は悪いですけど、答弁自体がもう5回目になる、5回とったのかな。その中で、実は、毎回毎回宿題をいただいていたでしょう、何年も前から。そのたびに、もう本当に公認をこれからとっていくにはこれをしていかなければいけないというのは、実際この5年以内にわかった話ではなくて、最低でも10年前にはもうそういう宿題はいただいていた中で、僕はこれでこれ、紀三井寺競技場があるかとかいう、この話をしたかというたら、さっきの16番議員の話でも、一般質問でもありましたけども、もっと有効活用できたん違いますか。

僕が言いたいのは、陸上競技場を陸上競技として使うだけではなくて、もっと修繕に向けて、公認に向けての、いうたら売り上げと言ったら言葉は悪いんですか、収益を得るためにイベントを行ったり等の努力というのは、実際、10年ぐらい前からは考えていって、もう行っていなかったらあかん時期やったんじゃないんですか。僕、そない思うんです。

なぜかという、今回この一般質問をさせてもらったんですけど、議長もそうですけど、もう過去10年ぐらい前から、この運動公園の有効活用というのはもういろんな方が一般質問をされていて、そのたびに必要性は感じていますという答弁はいただいていたことあるし、いや、それはちょっと規模が大き過ぎてできないんやという答弁もいただいていたと、僕の記憶の中であるんですけど。

例えば、五輪に向けてアマチュアスポーツの誘致についての一般質問もあったと僕は記憶していますし、議長はコブクロの話で一般質問をされたのかな。8年ほど前かな。コブクロが和歌山に由来があって、和歌山でライ

ブを行う。そういったものを活用して、運動公園でもできないでしょうかという質問をされたのがたしか8年か9年ぐらい前の話で、僕の記憶には残っているんですけども、そういった前から、そういった提案がありながら、その提案もあった中で、公認に向けて、改修に向けての必要性も感じた中で、じゃ、この、10年で切りましょう。10年スパンの中で、そういったものに向けて、基金なり何なりの積み立ては行っているのかどうか、お答えください。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） ここ10年ということで、やっぱり多目的グラウンドの利用を促進するという面におきましては、冬芝を生成したりして利用期間を長くして、少しでもたくさんの人から利用していただいて収益を上げていくことですか、あと、指定管理者主催の事業を増やすことで、さらに利用を高め、さらに収益も上げられるような努力はしていただいておりますけども、こういう多額にかかる指摘事項をクリアするための基金であったり、それに対して何らかの積み立てということに関しては、近年ではやっておりません。

○議長（土井裕美子君） 17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君） 近年にやっていないじゃなくて、積み立てがないんですよ。近年やってないん違うでしょう。もうずっとないんですよ。

あんまり厳しいこと言うのも嫌なんやけど、ごめん、言わなしゃあないかなと思ながら言わせてもろうとるんですけど。ほんまですよ。近年10年で多目的グラウンドの使用収入は約1.8倍になりました。これ、僕ちょっと数字を教えてほしいんです。1.8倍って、どれがどれぐらいなつたんですか。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）平成20年度のグラウンドの使用料収入が136万9,200円でありまして、30年度が249万1,630円ということで、約1.8倍ということでございます。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）それで満足だとお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）利用率を上げていただく、少しでも収益を上げていただく努力ということで、指定管理者がやっていただいたことに関しては、これについてはある一定、評価はさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）それについては僕も、減ったというのではないので、増えたので、それはもう評価しています。それはわかるんですけども、ただ、何年も前から、何千万円、もしくは億単位のお金がかかるという中で、200万円の収入があったって、それはちょっといくら何でも計画性がなさ過ぎるんじゃないか。ほんまいうと、もっと増収を得るための計画を立ち上げていかなあかんのでしょう。

そこで僕は一番気になるんですけど、これ聞きたいんですけど、この運動公園ができたときから指定管理はどこがされているんですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）橋本市文化スポーツ振興公社でございます。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）そうしたら、できてからなので、指定管理の期間というのがありますよね。今まで、指定管理を更新というたらおかしいですけども、今も文化スポーツ振興公社が受け持っているということは、何回か更新されているということですよ。更新は

何回されたんですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）できてからは業務委託等をやっていましたが、指定管理ということであれば、平成18年4月から1回目の指定管理を受けていただきまして、今現在3回目、平成28年4月1日から令和3年3月31日までということで、今現在、3回目の指定管理になっていただいております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）まあ、随意契約ですよ。随契ですよ。ということは、僕は随契が悪い言うとするんちゃうんですよ、ほんまに。ほんで、もう1個、文化スポーツ振興公社が悪い言うとするんちゃうんですよ。随契であるということは、行政が文化スポーツ振興公社に任せることが最もいいという確信のもとに随契しているんですよ。

ということは、文化スポーツ振興公社が出した計画をもとに、その管理はふさわしいから、そのとおりに管理してくださいとお墨付きを与えているんですよ。ということは、さっきの1.8倍になったとしても、自分たちのその計画自体が甘いんじゃないんですか。

僕は文化スポーツ振興公社に随契で任せているのが悪い言うとするのと違うんですよ。随契で出すということは、計画書が上がってくるじゃないですか、必ず。でしょう。指定管理するには計画書が上がってくるでしょう。そうしたら、その計画書を見て、これ以上のものはないというてお墨付きを与えているから随契なんですよ。ですよ。そうじゃなかったら公募するでしょう。

やったら、もう何年も前から何億円、何千万円要するという話をやっているんやったら、指定管理者に対しても、もっと増収を得るための計画を上げないとだめですよと、ほんまは指導しないとイケないんじゃないんですか。

普通はそう考えますよ。

ということは、更新とか公認については先送りしてたということですよん。そのときになつたらどないかなるん違いますかという話になっているから、今こんな話。僕、だから、今、財政状況が悪くなってお金がないからできへんなら、わかりますよ。わかります。理解できます。僕はその以前の話と思うんです。

ここに至るまでの間に何かできたんじゃないんですか。してないんじゃないんですか。それになって、今、お金がないからできませんという話はおかしいんじゃないんですかという話をしている。そこはちゃんと考えなためですよ。

お金がないからできないなんか、わかっとるんですよ、僕もそんなん。何億円も何千万円も今からかけて、そんな財政状況じゃないというのはわかっているから。わかっているけど一般質問してるというのは、じゃ、今までどうやったんですかと。そこはきっちり、ちゃんとこれから考えていかんと、同じことの繰り返しですよ。だから、一般質問してる。

もうほんまに何か、担当課にはあんまりこんなこと言うたないんやけど、実は担当課も、教育長もそうなんやけど、t o t oの助成金を、教育長も一緒に行ってもらって話をしてきたんです。その中で担当課が一生懸命、公認に向けて努力していただいて、そして、どういった道があるのかというのも一緒に考えながら、ここ何年か一緒に来たので、担当課が全て悪いとは思いません。財政状況も、急激に悪くなった言うたら失礼ですけど、見えない数字のところ急激に悪くなったので、公認が今こうやって取れなくなる現状が起きている。

それはもう一端は私自身が、私ももう議員やらしてもらうて今年13年目。13年目の中で決算、予算も通してきた中で、自分も見てき

た中の数字を、職員全員に自分たちが悪いんちゃうかと言うつもりもありません。自分もその責任の一端を担っているから。

ただ、一番気になるのは、これからいろんなそういう問題が起こってくる中で、そういう過去に対しての、行き当たりばったりでお金がないとかいう話では、やっぱりこれからは済まされない。もうお金がないのはわかっているんやから。

だから、どうにかしてこれからはお金をつくる施策というのはやっていかなあかん。特に、文化スポーツ振興公社は僕は悪いところではないと思う。やったらできると思う。いうたら。ただ、その指導をしていくというのはやはり行政なので。そうでしょう。自分たちが選んでいるんでしょう。しかも、100%市の出資会社でしょう。

だから、そういうところから、自分たちは文化スポーツ振興公社に対しても責任がある。そういう責任というのを持つのであれば、やはり公認していくのも、公認の財源を確保していくための指導もしていくべきやと思う。

だから、そこが抜けているから、僕は一般質問をさせてもらっている。今でけへんのが何でやという話をしているわけではない。その辺はちょっと勘違いせん。ただ、担当課の努力は僕自身わかっている。

そこで、一点、副市長にも聞きたいんですけど、さっき言うた、随契、随契で来ているというのは、やっぱりそれは市としても計画性が甘い中で、それを随契で認めてきたというのは、やはり、今、現状、公認のために多額の費用がかかると、まるで降って湧いたみたいな話で聞いていますけど、それはもう、僕が聞いている話はもう何年も前からわかつた話なんです。だから、僕も何年も前から動いている。

その中で、やっぱりそういった指導はして

いくべきじゃなかったんですか。特に議員からも、多くの議員から提案があったでしょう。僕、陸上競技の話だけしてるん違いますよ。いろんな活用方法があった中で、その活用方法を模索することはできたんじゃないか。成功するか失敗するかはわからないですけど。

そういう模索はしてしかるべきやっただずやのに、できてない、やってない。そういった中で今の現状に至っているというのは、やはりそういった指導が抜けていたんじゃないかなと思うんですけど、副市長、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）議員ご指摘のとおりのところもあるのかもわかりませんが、陸上競技場の公認の話につきましては、レーンの改修ということで、これはもう以前から多額の費用がかかるということは、教育委員会にしましても市当局にしましても、十分認識しておったところです。

けども、先ほどの使用料の収入の1.8倍の話もございしますが、いろいろ指定管理者である文化スポーツ振興公社のほうも努力をして、今、結構、ランニングブームで、ランニング教室とかそういう教室も主体的に誘致なりをやったことによって、教室数が増えて参加者も増えておるのは事実です。

事実ですけども、やはり利用者が、この陸上競技という分野で、そんなにそうしたらものすごい爆発的に増えているかということもございまして、残念ながら、1.8倍にはなったけども、大もとの利用料というのはこの程度ということがございます。

議員ご指摘のとおり、これを全額基金に積み立てておったとしても、残念ながらレーンの全部改修というのは不可能、この財源だけでは不可能であるということで、先ほどからもご紹介がありましたように、教育委員会の

ほうでも、それから岡議員にもご協力をいただいたんですけども、ちょっと神頼みみたいなことで、t o t oのほうへもお願いに上がって、くじ当たらんかなということでお願いに上がったんですけども、やっぱり東京オリンピックを控えた中で、なかなかその財源の調達というのは、その時点では難しいというお話で、現在ちょっとそれも中断をいたしておりますけども、今後そこらも、東京オリンピックも終わりますので、またそういうことの活動は再開したら、可能性として道は開けてくるのかなというふうには考えております。

本題の指定管理者の話に戻るわけですけども、指定管理者としての文化スポーツ振興公社というのは、はじめ発足の時点から、県立体育館の管理を請け負うということを中心に、あの運動公園全体をとということも含めて設立された団体でございましたので、県立体育館の指定管理のほうも県のほうからもいろいろ条件が出されたりいたしまして、現状、市が指定管理者になって大半の業務を文化スポーツ振興公社にお願いしているんですけども、そういう中では、現在のそういう形の中では、運動公園も体育館の周辺業務として一体的に、駐車場の件もありますので、一体的に管理したほうが効率的であろうということで、随契というか特定指定という形になっております。

そういう観点でそういうことにしておるんですけども、将来的に県立体育館自体もそれがずっと続くわけでもないかもわかりませんが、そこは県のお考えもあるんですけども、市のほうとしても、一体管理のメリットがないのであれば、当然のことながら、これは公募で民間事業者、文化スポーツ振興公社も民間ですけども、他の事業者も入れて競争していただくというのも一つの考え方であろうかとは思っております。

ただし、ここはちょっと難しい問題が、駐

車場のところが、そうしたらどういう形で、他の民間事業者の場合でしたら借りていただくか、そういうことも含めて乗っていただける事業者があるのかどうか、そこはどの辺、現在運営しております経費の水準も含めて検討していく課題になるかとは思っておりますけれども、以前からもそういうことは、何もせずに現在の状況になっているということではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）何か僕の心の裏の裏まで読んで答弁していただいたような気がしますが、随契が悪いという話をしているのではなくて。わかりますか。随契が悪いんじゃないなくて、随契をするということは、それが行政がベストやと思っていること自体がおかしいんじゃないかという話をしているんです。もっともっと伸びしろあるんじゃないかと。もっともっとできることあるんじゃないかと。

文化スポーツ振興公社が悪いと違いますよ。随契でするんやったら、随契というか、更新していくんやったら。随契って言葉は悪いね。失礼、取り消します。随契というか更新でしていくのであれば、やっぱり一番最初の出だしがどうであれ、時代は変わっているので、やっぱりそのときそのときの時代に合う計画内容をつくっていくべきやと僕は思うんです。

管理のためにつくった、そのときはそれでよかったのかもしれないけど、やっぱり25年たって、正直な話、時代も変わってきて、財政状況も変わってきたのであれば、やはり収益性を求める事業も増やしていく。

それは陸上競技の人口が増えていないじゃなくて、僕は陸上競技の話だけをしているのではないので、そういった部分に関して手

広くやっていかなあかんかった時代を見過ごしてしまったという指導を行政はしていないんですか、それは気をつけてくださいねという話をしているだけで、何も文化スポーツ振興公社が入っているからできんかったんやろという話をしているのではなくて、そういう指導をしていないのは行政じゃないんですかという話をしているんです。別に文化スポーツ振興公社に任せていただいても、今現状、問題ないので。

ただ、そういった部分で欠けていたから、この公認するためのお金が出ないんですかという、そこが気になったから副市長に質問させていただいたので、それは僕ちょっと誤解があったら申しわけないので、もう一回訂正というか説明させていただきます。

ここで一番気になるのは、じゃ、公認はお金の問題で、今、取れませんかという答弁ですよ。正直な話、もうそういうことですよ。お金の問題ですよ。

じゃ、お金をかけずに公認ができるのであれば、公認に向けては市としてはどう考えているんですか。これはもう仮定の話です。お金をかけずに、もし公認が取れるのであれば、公認は必要だと考えるのかどうか。これ、副市長、どう思いますか。

○議長（土井裕美子君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）確かに、先ほど何回か公認の更新のお話も出ておったんですけども、多分なかなか、こういうことをこういう席で言うのは何かと思いますけれども、更新の基準を100%、120%としましょうか。そういう形で今までも満たしておるかということ、残念ながら満たしていない部分もあったかと思えます。例えばレーンの話ですけども、レーンの改修を全レーン改修から一番内側のレーンのところだけ改修をさせていただいて。

○議長（土井裕美子君）端的にお答えくださ

い。

○副市長（森川嘉久君） そういうことで、お金をかけずに毎回更新を何とかできる範囲で更新をさせていただいておったのも事実ですので、そういう形で更新をできるのであれば、やっぱり冠のある競技場というのは評価をしていただけるのかと思いますので、そういう方法があるのであれば、お認めいただきたいというふうに思います。

○議長（土井裕美子君） 17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君） 市長、最後に、今、副市長からも、まあまあそういうお考えが行政にあるというのをお聞きしたので、市長にもちょっとお聞きしたいんですけど、ただ、お金の問題で今、頓挫しているというのは、もう実際、事実やと思うんです、実際。だから、お金をかけずとか、いろんな人が汗をかいて、今までもこの公認というのを守ってきたんです。実際、僕も聞いているし。

その汗でクリアできるのであれば、やはり市としたら、この公認というのは市長も大事やと思っているはずやと思うです、僕は。だから、最低限出せるお金、それはいくらかわかりませんよ。僕はわからないし、市長も出てこないとわからない。

ただ、いや、ここまでやったら、もし出せるという金額で公認が取れるのであれば、市長は公認に向けて、ここでもう最初から嫌や、もう諦めて取れへんのじゃなくて、いやいや、まだ2年先あるので、それまでにいっぱい汗かいて、公認に向けてお金がかかれへんのであれば、公認に向けて努力していくというのは、市としてそういうお考えはあるかどうか。

もちろん、お金がかかるんやったら無理ですよ。お金の話は抜きにして、汗でカバーできるのであれば、市として公認を取っていくのかどうかというお答えをいただけますか。

○議長（土井裕美子君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 岡議員の質問にお答えします。

前回は1レーンだけで、当初は全部という話やったんですけど1レーンだけでということで、そこはお金を投入させてもらいました。ただ、全部というのは無理なので、陸上のほうである程度の状況で認めていただけるのであれば、私たちとしても紀の川筋に陸上競技場はないものですから、取れるものなら取っておきたいんですけども、ぜひそういうことができるのであれば、協力を私もしていきたいと思います。

○議長（土井裕美子君） 17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君） いろいろ言いました。ただ、今、お金がないのが理由にはなっているんやけども、その理由にするには少し過去の経緯というのが悪過ぎるというのが一点。これはもう問答、もうこれ以上言うつもりはないです。

ただ、これからいろんなことが起こる中で、今からスタートしてできることはまずしてほしい。これ、陸上競技場の話だけ違いますよ。もう全体ですよ。全体の話で。

それ一つと、あと、やはりお金の問題というのはもう、ない袖は振れません。だから、今、市長が公認というのを大切に思っているという気持ちは十分僕にも伝わっているし、僕もそない思っているんです。だから、お金以前の問題で汗をかいて、自分たちでできる範囲で公認が取れる状況まで持ってこれるのであれば。お金をかけずに。であれば、やはり行政として大切に思っている公認に向けて頑張っていたきたいと思いますし、私自身もそれについてお手伝いできるのであれば、また微力ではありますが、お手伝いさせていただきますので、また何でも言うていただければと思っています。

そうしたら、また教育委員会にお願いなんですけども、市長からもそういったお言葉をいただいたので、極力お金をかけずに公認に向けて取れる方法を、僕も含めて1回探っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

一点目はこれで終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、旧橋本給食センターの跡地利用に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）旧橋本給食センターの跡地利用についてお答えします。

平成30年9月の橋本市学校給食センターの稼働に伴い廃止した二つの旧給食センターについては、基本的に施設込みでの売却を考えています。

本市では、健全な都市経営と施設維持の基本目標として、平成29年2月に、今後30年間で公共建築物等の総量を相当数削減するための橋本市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適正な維持管理に取り組んでいるところです。

その計画の中で二つの旧給食センターの管理方針を「統合」と定め、新センターの建設が昨年9月に実現したものです。

新センターの建設時における財源の一部には公共施設最適化事業債を充てており、その条件として、統合前の施設の廃止が集約化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要となっています。

したがって、旧橋本給食センターの売却については、第一に土地・建物及び内部の機器等の売却を進め、それが不可能な場合は、建物の解体撤去後、土地のみでの売却という順での処分を考えています。

そのような状況下、昨年の12月には、地元

紀見区長から、市民の健康増進を目的とした健康づくり公園の設置要望がありましたが、本市の考え方を説明するとともに、市の公園として設置し、維持管理していくのは困難である旨をお答えしました。

なお、土地のみでの売却となった場合には、買い手がつくまでの間、暫定的に区で全ての管理をしていただき、使用していただくことは可能であると考えています。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん、再質問ありますか。

17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

先ほど12番議員の質問でも同じような質問があったので、答弁は一緒かなと思うんですけども、ただ、ここでお聞きしたいんですけど、ちょっと状況が違うのは、12番議員の質問された立地条件というのは非常にいいですよ。その建物の立地条件というのは、この給食センターに比べて。

給食センター、僕はほんまにこれ売れるのかなと思います、正直な話。いや、売れたらいいですよ。僕は売ることを反対しとんと違います。財政的にいうたら、やっぱり売れたらすごくいいことやし、税金も入ってくるし。売れる売却もそれで利益が上がるのであれば、すごくいいことやとは思いますが、売れるかなと、すごく、それもうほんまに思うんです。

正直な話、僕もずっと紀見で育っているけども、昔から給食センターって、言葉は悪いんですけど、ちょっと辺鄙なところにあるというのが地元の人々の普通の話なんやけど、あそこであの建物込みで買う人おるのかなと、おったら非常にありがたい話や、何回も言って申しわけないんやけど。

もしこれ売れなかったら、暫定的に売れるまでというけど、暫定的にこれ、いつま

で、じゃ、もう売れへんけども、未来永劫売り続けるんですか。最後、何か閉店セールみたいに80%オフとかなったりするんですか。そんな売り方、せえへんでしょ。ということは、どこかでやっぱり切っていかなあかんと思うです。ある程度、期間を切っていかなあかんです。そうじゃないと、有効活用ってできないから。

売りたい気持ちはわかるし、売り手が見つかるまで探したいのもわかるんやけど、いつまでそれってやっていくのかなと、すごく疑問なんです。だから、買い手のつかないものをずっと、フォー・セール、フォー・セール、フォー・セールとしていって、地元の人には暫定的に貸しますというけど、でも、暫定的に貸すということは建物を壊したりとかできないじゃないですか。途中で更地にしてくれるのかもしれないですけど。

だから、ほんまの有効活用というのは、ある程度の期間売りに出して、売りに出したけどももう売れないとなったら、行政としてはそれを有効活用として使っていきますという方向転換って必ず必要やと思うです。銀行と違って、塩漬けの土地じゃないので。行政で持っている財産でしょう。ということは、市民のためにも活用はしていくのは別に問題ないわけじゃないですか。ということは、その一定期間というのはお考えなのかどうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず、この旧橋本給食センターの売却のスケジュールですけども、一応、今年度中には建物・土地と中の給食の機器等を分けた形で入札等ができるように、諸条件の整理をした上で進めたいというふうに考えています。

理想とすれば、なかなか条件的には、議員おっしゃいますように、ちょっと、近くに河川もあり、低地にあるところもありますので、

ただ、やはり売ってほしいという気持ちはありますので、何とか令和2年度中に、来年度中にという気持ちはまず、建物込みではございます。

ただ、期限がやはり設けられておりますので、やはり来年度中に建物込みでなかなか売却できないという状況になれば、やはり3年度以降で早急に、建物はもう解体撤去する必要が出てまいりますので、そこに進んでいくのかなと。

その上で、土地のみとなった場合には土地のみでの売却も並行して進めていくんですけども、その間、ある一定、地元区からの要望もございましたので、先ほど答弁で申しあげましたような条件というもので管理していただくのであれば、暫定的に使っていただくのは可能であるというふうに考えています。

ただ、それがいつまで続くのかということについては、これは今の時点で、これ、ほかの、ここだけではなしに、市全体、ほかのまだ処分しなければならない用地のこともございますので、ちょっと私のほうではなかなか、いつまでというところについては答弁はできないんですけども、まずはそのスケジュールで進めたいというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）それはそれでいいんですけど、ただ、僕は一番気になっているのは、売れるまでの暫定期間というは何もできないじゃないですか。原っぱやったらできるけど、何か例えば、ここに言うてる健康器具をつかって、つくった次の日に売ったら壊すのか。と、なりますよ。ほんまの話でしょう。つくった、できた、次の日売れた、次の日壊す、みたいな。

ということは、結局それって有効利用じゃない、実は。いうたら、売れるまで使うてよという。つまり、更地やったら使えるけど、

ゲートボール場とかそういうなんで使えるというんやったらまた別やけど、地元の要望おちうのはさまざまな思いというのがあって、お金がかかるかかれへんは別として、もうできるかできないかは別として、やっぱり有効活用していくというのは暫定的な話ではないので、やはり売れなかったときのことなのか、いつまで売り続けて売れなかった場合は、ここに計画を変更していく。どう変更していくかは別として、計画を変更していくという期限をやっぱり、僕は行政は設けるべきやと思います。そうじゃないと、いつまでたっても売れない土地を持つとって、有効活用はできたのという話になるので。

さっきも言いましたけど、銀行の塩漬けの土地ではないので。やっぱり市民のための、市民の税金を使ってそれを維持してるわけやから、有効活用は、ある程度の期間をおいて考えるべきやと、ただそれだけの話なので。

それはもう、ちょっと内部で調整必要やと思いますので。これはもう紀見の給食センターに始まった話じゃないですよ。さっきの12番議員の質問もそうやし、もういろんなところでそういうの、これから売却いろいろ出てくるでしょう。そういうのを考えて、有効活用も含めて、ある程度の期間。

売れる土地というのはすぐ売れますよ。売れない土地というのはなかなか売れない。それはわかり切っていることやから、そういう部分を有効活用していくというのは大事なことなので、そういった計画も立ててください。それだけお願い、要望しておきます。

二つ目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、町中に出没するイノシシなどの対策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）町中に出没するイノシシなどの対策についてお答えします。

まず、有害鳥獣とは人畜や農産物などに被害を与える野生動物のことで、本市では、イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、アライグマが該当します。その中でも、特にイノシシは本市に生息する有害鳥獣の中でも数が多く、市内全域で確認されています。

本市のイノシシの目撃情報ですが、5年ぐらい前までは好物の農産物などを狙って、中山間地の農地に現れることがほとんどだったのですが、最近になって、議員ご指摘のとおり、御幸辻や柿の木坂をはじめ、城山台、三石台、あやの台、紀見ヶ丘などの住宅地での目撃情報が増えてきました。

原因としては、中山間地の耕作放棄地や荒れた藪など、イノシシが隠れやすいところを伝って平地へおりてきたところに、好物のミミズなどが生息する肥沃な農地や人が出したごみなどイノシシのえさがあるため、住宅地周辺をえさ場として認識してしまったためと推測されます。あわせて、本来イノシシは臆病な動物ですが、環境に慣れてくることにより、住民の目に触れる状況となってきました。

さて、議員おただしの、住宅地出没に対する本市の対応についてですが、イノシシの出没情報の第一報は、住民から直接または警察を通じて農林振興課に入ることになっています。すぐに本市職員が現場に行きますが、その場にいることは少ないため、状況確認を行います。現場の掘り返しなどの状況により、イノシシが頻繁に出没していない場合は、その場をえさ場と認識していない可能性が高く、すぐにその場を離れると考えられるため、特に対策は行いません。

一方、掘り返しが広範囲や住民の目撃情報が頻繁で、多数発生した場合は、まず、その地域の住民に対し、イノシシの習性や対応を

記した注意喚起文書の回覧や看板の設置を行います。それに加え、地元猟友会と連携し、イノシシの侵入経路を見きわめ、通り道にわなを設置し、捕獲を試みます。住宅街の中には法律によりわなを設置できないため、あくまで近隣の山林や田畑内に採り所有者の了承を得て設置することになります。

問題は、イノシシが住宅街にとどまっている場合の対応です。この場合、まず、第一に、近隣住民に退避を呼びかけます。その後、県、警察、猟友会と連携しながら、イノシシを刺激しないように、逃げ込んではいけない場所に板などを立てかけ、山に帰るよう誘導するのが基本的な対応となります。

何らかの事故で、イノシシが動けなくなっていたり、捕獲できる大きさであった場合のみ、捕獲を試みますが、この場合も住宅内で猟銃が使えないため、網や捕獲具などによる捕獲となります。

いずれにしましても、イノシシの近くで騒いだり棒などでたたいたりすることは、イノシシを興奮させ、かえって住民や対応にあたっている職員を危険にさらすことになるため、慎重に時間をかけ、イノシシを住民の危機とならない場所に誘導することになります。

これらの対応は全国的にもほぼ同じであり、抜本的な対策がないのが現状です。

今後とも、できるだけ住民に危機が及ばないよう、本市が設置している鳥獣被害対策実施隊とも連携を密にしながら、平日だけではなく、休日も含め、職員の行動を迅速かつ明確化することで早急な対応に心がけるとともに、イノシシの習性などを住民に正しく理解していただけるよう、しっかりと啓発していきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん、再質問ありますか。

17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

あまりこのイノシシとかの話というのは、僕は自分が畑とかしていないのでよくわからなかった部分があって、いろんな議員がずっと何年もかけて一般質問もされているので、そのお話を聞いていて、非常に対策が困難だなというのは理解はしてはいるんですけど、ただ、最近、町中に現れているというのが一番すごく問題。

さっき、僕、紀見で住んでいると言いましたが、僕、御幸辻という紀見地区で住んでいるんですけど、紀見地区の中の御幸辻というところで住んでいるんですけども、紀見という在所があるので、ちょっとごめんなさい、誤解があったら問題があるので。

その御幸辻で七町内という場所があって、その七町内というのが、その一番てっぺんにあるのが柿の木坂と隣接していて、紀見小学校の真ん前なんですけども、その七町内のその上で、小さな畑を家の前でやっている方が、岡君、ここイノシシ来るねんと、僕、最近聞いて、ここに来ますかと思うぐらいのところなんです。裏にお墓があって山が近いんですけども、かなり住宅街をとことことこ歩いてこない、そこにはたどり着かないんです。

さっき言いましたけど、紀見小学校の正門というのはそっち側にあるんです、実は。向かって右側の小さな門が正門なんですけど、そこを多分通って来ておるんです。そこしか道がないので。

ということは、小学生がやっぱり通っている通学路をイノシシが普通に通っているというのは非常に危険ではないのかなと。来てる時間が夜だったりするとは思いますが、早朝だったりとは思いますが、それももしかして、慶賀野間のイノシシの目撃情報を聞くと、

普通に夕方前とか普通に5時ぐらいとか、とことことこ歩いている目撃情報があると。

担当課とちょっとお話しさせてもらったら、危険喚起のために看板を立ててくれたり、いろんな対策はしてくれているんですけど、ただ、この質問をさせてもらうた一番の僕の意図は、今、担当課のこういう被害を対策している職員って何名いらっしゃるんですか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）担当課、農林振興課農林振興係の中に鳥獣担当がおりまして、3名で対応しているところです。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）これだけイノシシの被害とか、アライグマもそうですけど、最近増えてきたと聞きますけども、被害が増えている中で、3名で対応するというのは、僕はとても無理じゃないかなと思うんです。それが、住宅街の話だけでも、多分、3名、特に今までの経緯を見ると、もういろんな地域で畑が荒らされて大変やという中で、3名の方がフル稼働されているのは僕も聞いているんです。

フル稼働していても、正直、今、イノシシの数ってどれぐらいおるかわからんぐらい増えている中で、3名の方のフル稼働でこれを対策しろというのは、僕はちょっと無理があると、物理的に。でも、物理的にいくら増やしても無理なものは無理かもしれませんけど、ただ、今の体制ではすごくしんどいと。

そこで、僕がこの質問をさせてもらった意図というのは、もうもはや農作業の被害だけではなくて、人的被害まで及ぼうとしているイノシシとかそういう獣の被害を未然に防ぐためには、もう行政全体で考えていって、あとは民間ももちろん地域の人もそうなんですけど、そういったものも含めて啓発していかないと、もうとてもじゃないけど防ぎ切れない

んじゃないかなと思うんです。

だから、担当課で何十頭ととってもらっても、もう住宅街で、答弁もいただきましたけども、銃は使えないでしょう。くくりわなもなかなかかけられない。わなをしたら、ちょっとにおいもする。ちょっと腐らせたりして、おびき寄せるとかは無理なので。

だから、行政として全体で考えていかんと、いつか人的被害が出るんじゃないかと、そう感じるです。だから、行政としても、また新たにそういった対策を、担当課だけではなくて、行政全体で考えていくために、今後そういったことを、行政全体として考えていっていただけることができるのかどうかを、副市長にお聞きいたします。

○議長（土井裕美子君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）難しいご質問をいただいたんですけども、行政全体でというところがどういうことが考えられるかというのは、ちょっと今すぐに私の頭では浮かびません。

ただ、一つ、先ほどのご答弁でも申し上げたんですけども、民間の方には非常にご協力をいただいています。猟友会あるいは鳥獣被害対策実施隊ということで、市長のほうから委嘱させていただいた方にもご協力をいただいています。この方はわなの研修も受けておられますので、そういうこともやっただいておりますけども、それにしても、この方々の人数にしても、やっぱり、現状そんなに莫大に人数がいてるわけではないので、大変苦慮しているところです。

今後、行政全体でということは、またご意見もいただきながら考えてみたいと思います。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さん。

○17番（岡 弘悟君）僕も大変難しい問題やと思います。もうできてたら、とうに対策できてますもんね。

ただ、本当に担当課だけの問題ではないと

いうふうになってきました。特に子どもたちの話になってくると、教育委員会も関係してくるし、市民の方になってきたら、また別の担当課も関係してくるようになってきますので、もうその関係する担当課だけというのではなくて、やはり市民の安心・安全のためには何らかの対策はしていかなあかんで、やはり行政全体で知恵を絞っていく。もちろん、市民も連携して知恵を絞っていく。そういったことがもう必要になってきているんだと思います。

もう町中に出没するイノシシが、今のところ人的被害は出ていないと聞いているんです

けども、このまま手をこまねいていたら、いつか人的被害が起こるかもしれません。その前にできる限りの対処はしておくべきだと思いますので、また我々議員も含めて考えていきたいと思いますので、また行政も一丸となって、またその対策をよろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）17番 岡さんの一般質問は終わりました。

この際、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後3時00分 休憩）